

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

1. 都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月12日発出）

(1) 基本的考え方

支援を必要とする妊産婦等に対しては、子育て世帯訪問支援事業をはじめとする家庭支援事業による支援のほか、妊産婦等生活援助事業により、相談支援をはじめ、居住等による食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、個別支援計画の策定、産科・医療機関や行政手続、就労支援機関への同行支援など、支援の入口から、妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた支援を包括的に提供する必要がある。

(2) 計画策定にあたっての主な留意事項

① 妊産婦等生活援助事業の整備について

○国において策定する実施要綱及びガイドライン等を踏まえ、同事業の整備が着実に進められるよう、乳児院や母子生活支援施設等の活用を含め、必要な内容を盛り込むこと。

② 助産施設・助産制度の体制整備と周知について

助産施設の確保・助産制度の周知に取り組むこと。

③ 市区町村等との連携等について

○都道府県の児童福祉担当部局と母子保健担当部局等とで連携を行うことはもとより、市区町村をはじめとした管内の関係機関と、広域的な地域資源についての情報共有や支援のつなぎのための関係づくり等を目的とした連絡会議を開催するとともに、要保護児童対策地域協議会等との連携体制を構築すること。

○児童福祉及び母子保健担当部局等の関係機関の職員等への研修についても積極的に検討すること。

④ その他事業による支援体制の充実について

○市区町村が実施する妊婦訪問事業、産後ケア事業等、管内で実施されている事業による支援についても、取組状況を把握するとともに、その充実に向けた支援等について検討を行うこと。

(3) 必要的記載事項抜粋

計画策定項目に直接関係するものはなし。

※資源の必要量等

- ・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数
- ・助産施設の設置数
- ・特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数

2. 府の現状と整備・取組方針

(府の主な取組)

- 令和6年度から妊産婦事業等生活援助事業を乳児院1か所にて開始。
- 助産施設の設置数 ⇒府所管16か所
- 市町村児童福祉担当課職員を対象としたスキルアップ研修において、特定妊婦への支援をテーマに講義を実施 ⇒(R5実績)30市町66人が受講
- 市町村母子保健担当者向けに児童虐待防止にかかる研修を実施 ⇒(R5実績)42市町村延165人が受講

(整備方針・取組方針(案))

- 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数 ⇒府所管1か所(乳児院1か所)
現行の事業所における取組の強化及び拡充、今後の新たな整備については、事業利用状況を踏まえて検討。
- 特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数
⇒上記スキルアップ研修、市町村母子保健担当者向け研修について継続的に実施。
全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有することも家庭センターにおける統括支援員向けの実務研修を実施する。

3. 進捗の自己点検及び評価の方法

評価指標の補足

(評価のための指標例)

資源の必要量項目と同様。

(関係機関等)

- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 要保護児童対策地域協議会
- 子ども家庭センター
- 女性相談センター